



弁護士 田保 雄三

「信長協奏曲」から考える組織論

ようやく梅雨も明け、本格的に夏になってまいりました。

私の地元の京都では祇園祭が行われ、うだるような暑さながら、大変な活気です。

さて、最近、3年ほど前に放送され昨年映画化もされた「信長協奏曲」というドラマを見る機会がありました。小栗旬扮する現代の高校生サブローが、ひょんなことから戦国時代にタイムスリップしてしまい、そこで出会った本物の織田信長と顔がそっくりだったことがきっかけで、

織田信長として生きなければならなくなり、運命を受け入れて天下統一を目指すというストーリーです。逃げ癖のある出来の悪い高校生だったサブローが、突然家臣たちから「殿」と呼ばれ、家臣を率い、「織田信長」として史実通り天下を取らねばならないという立場に置かれたことにより、運命を受け入れ、しだいに強く成長していきます。その姿に、単純に爽快感を覚えると共に、役割や責任を与えられた人間が、飛躍的に成長する可能性にも、改めて気づかされた気がします。

また先日、鹿児島において、先進的な取り組みを行っている組織を見学するという貴重な機会を頂きました。その中で、それほど多くの経験のない人であっても、ある部門の責任者としての役割を与えられることにより、「雇われている」という意識から、「どのようにすれば顧客満足と組織への貢献に役立つか」という視点を自ら備え、目覚ましい成果を上げているという例を拝見させていただきました。

これらは、私共が所属する弁護士業界はもとより、専門分化がどの業界にも進みつつある現在では、多かれ少なかれどの組織にも当てはまるのではないかと思います。地位、役割、責任などをうまく変えてみることで、構成員の視点が変わり、組織への貢献度が上がる可能性がある…そんなことを考えながら関西への帰路につきました。

当事務所は比較的若手弁護士が多い事務所ですが、「クライアントの皆様の利益を最大化する」という大きな目標に向け、組織一丸となって取り組んでおります。私自身も、「サブロー」のように強く、たくましく成長していければと思っております。

お盆も間近に迫っており、皆様も何かとお忙しくしておられることと存じます。少しでもお困りのことがあれば、ぜひご相談いただき、お役に立たせていただければと存じます。

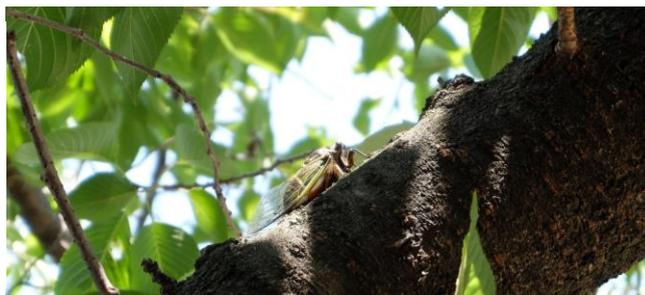
夏本番ですね。

昨年、子ども達とよく捕った

セミがまたやってきました

(自宅近くにて)

弁護士和田慎也 撮影



今後送付をご希望されない方はお手数ですが、info@waon-law.com または 06-6940-4704 までご連絡下さい。

お問合せ 大阪和音法律事務所 TEL 06-6940-4704 / FAX06-6940-4706

大阪市北区南森町1丁目3番27号 南森町丸井ビル306号

法律豆知識

民法改正

弁護士 深水周子

事業のために負担した貸金等債務のための個人保証の制限

1 これまでの契約のルールを大きく変える債権法改正案が、今年5月に参議院にて可決されましたが、この中で特に關心の高い分野と思われる、保証について少しご説明したいと思います。

2 これまでは、債権者と保証人とが書面によって保証契約を締結すればよく、特に制限規定は定められてはいませんでした。

そのため、個人的な付き合い等から安易に連帯保証契約を締結した結果、保証人が多額の保証債務の履行を求められ、保証人自身の生活が破綻してしまうケースも多く、社会問題化していました。

そこで、改正後民法においては、新たに保証人保護のための規定が設けられています。

具体的には、事業用の貸金等の借入債務のための保証契約をするときは、原則として保証人が①保証契約締結日前1カ月以内に②公正証書により③保証債務の全額を履行する意思を表示することが必要となりこれらのうち一つでも欠ける場合には、当該保証契約は**無効**となります。

ただし、この規定の趣旨は、あくまで事業に関わっていない個人の保証人を保護するものであることから、法人が保証する場合、保証人が経営者等である場合、保証人が個人営業主の配偶者である場合（共同して事業を行うなど事業に関わっている場合のみ）は公正証書による意思表示は必要ありません。

3 今後、事業用資金の貸付けを行う際に債務者に別途個人の保証人を立てることを求める場合は、原則として保証人に公正証書により保証債務を履行する意思を表示させておく必要があります。

また、事業用資金の借入れを行う際、個人に保証人を依頼する場合には、公正証書によって保証債務を履行する意思を表示することが必要となること（公正証書作成にあたっては基本的には本人が公証役場に赴く必要があるため、ある程度の時間を割いてもらう必要がありますし、また作成費用もかかります）を保証人にきちんと説明しておく必要があります。

公正証書作成にあたってどのような文案とすればよいか等、何かお困りの点がありましたら一度ご相談下さい。

今夜の一軒

弁護士 小山裕太

今回ご紹介するお店は、JR福島駅から徒歩1分の洋風居酒屋「ボーノボーノ」です。このお店は、料理もさることながら、何よりお酒の種類が豊富です。洋風居酒屋の名のとおり、料理は洋風（創作イタリアン）がメインのため、当然ワインは、気軽に注文できるものから、何かのお祝いの時にしか頼めないようなものまで、たくさん揃っています。また、ワインだけではなく、このお店の特徴は日本酒が豊富であること。洋風の料理が多いですが、ここの料理は、例えば「大吟醸アクアパッツァ」のように、白ワインの代わりに大吟醸で煮込むなど、日本酒にもとても合う料理が多いです。

さらに料理のおすすめは何と言っても牡蠣です。今は少し季節外れ感がありますが、オイスターマスターがおり、一年を通してその季節ごとにおいしい牡蠣を仕入れています。特に牡蠣の本格シーズンになると北海道から仕入れた「牡蠣の低温蒸し」は一口では口に入らないほど大粒の牡蠣が、口の中でとろけ絶品で白ワインも日本酒もどンドン進んでへべレケになってしまいます。皆さんも是非、おいしい料理とお酒でへべレケになってください。

店名：ボーノボーノ 住所：大阪市福島区福島7-6-23 日の出ビル2階

電話：06-6136-6682



今後送付をご希望されない方はお手数ですが、info@waon-law.com または 06-6940-4704 までご連絡下さい。

お問合せ 大阪和音法律事務所 TEL 06-6940-4704 / FAX06-6940-4706

大阪市北区南森町1丁目3番27号 南森町丸井ビル306号